

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十八年九月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年五月二十四日奈良県指令郡土第六一―二号

平成二十八年七月八日奈良県指令郡土第六一―二―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年八月十九日郡土第五六四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市額田部北町六二〇番七、六二二番一及び六二二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市額田部北町七〇二番地

中野禎三